

経費区分別支出一覧表

経費区分 要請陳情等活動費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/9	駐車代(自治会館打合せ)	450	全額	450
5/11	駐車代(通り会との意見交換)	400	全額	400
5/22	駐車代(観光業界との意見交換)	600	全額	600
6/2	駐車代(自治会との意見交換)	600	全額	600
6/7	駐車代(陳情調整時)	400	全額	400
6/8	駐車代(松山通り会との勉強会)	300	全額	300
6/8	駐車代(泊地域との意見交換)	600	全額	600
6/13	駐車代(司法書士会との意見交換)	200	全額	200
6/16	駐車代(観光関連の意見交換)	400	全額	400
6/30	駐車代(税理士会との意見交換)	350	全額	350
7/4	駐車代(栗国町議団との意見交換)	700	全額	700
7/11	駐車代(栄町通り会との意見交換)	600	全額	600
7/13	駐車代(自衛隊との意見交換)	500	全額	500
7/13	駐車代(航空関係者との意見交換)	600	全額	600
7/17	駐車代(琉球リースピル関係者との意見交換)	360	全額	360
11/22	駐車代(ホテル関係者との意見交換)	600	全額	600
12/1	駐車代(大道小学校父兄会との意見交換)	500	全額	500
12/15	駐車代(航空関係者との意見交換)	600	全額	600
12/18	駐車代(真和志中関係者との意見交換)	400	全額	400
12/26	駐車代(久茂地酒遊会との意見交換)	600	全額	600
12/27	駐車代(病院関係者との意見交換)	500	全額	500
A. 小計				
B. 支払証明書計				
要請陳情等活動費 充当合計				10,260



カフーナ旭橋パーキング
098-834-9050

領収証

入車日時 2018年05月09日 09時18分
出車日時 2018年05月09日 11時09分
No. 22-000242 券No. 13-484590

駐車料金 (一般車) 450円
料金計 450円
投入現金 450円
釣銭額 0円

5/9 駐車代(自治会館打合せ)

なは市場前駐車場
TEL098-867-8686



領収証

精算機 #01 精算 No.000061
入場番号069451
係員 #0002 管理者
入場時刻 2018/05/11(金) 11:42
出場時刻 2018/05/11(金) 13:36
駐車時間 1:54
駐車料金 普通車 400円
車番 0109
=====
合計 400円
お預り 400円
お釣り 0円

ありがとうございます
上記の金額正に領収致しました。

5/11 駐車代(通り会との意見交換)

5/22 駐車代(観光業界との意見交換)



リパーク那覇市久茂地2丁目第19

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。
<http://www.repark.jp>

領収書

精算機 #01 A 精算No.000192
車室番号(自動車) 29
入庫時刻 2018年 6月 2日(土) 15:53
精算時刻 2018年 6月 2日(土) 17:26
駐車料金 A料金 600円
=====
合計 600円
現金入金額 600円
釣銭 0円
現金領収金額 600円

6/2 駐車代(自治会との意見交換)



リパーク那覇市松山2丁目第4

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。
<http://www.repark.jp>

領収書

精算機 #01 A 精算No.000553
入庫時刻 2018年 6月 7日(木) 11:19
出庫時刻 2018年 6月 7日(木) 12:29
駐車料金 A料金 400円
=====
合計 400円
Edy 400円

Edy残高は以下のとおりです

Edy預り [Redacted] 円
Edy支払 [Redacted] 円
Edy残高 [Redacted] 円
Edy番号 [Redacted]
Edy取引通番 [Redacted]
カード取引通番 [Redacted]
上位端末ID [Redacted]

6/7 駐車代(陳情調整時)



リパーク那覇市久茂地2丁目第14

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。
<http://www.repark.jp>

領収書

精算機 #01 A 精算No.000131
車室番号(自動車) 4
入庫時刻 2018年 5月22日(火) 07:35
精算時刻 2018年 5月22日(火) 09:00
駐車料金 A料金 600円
=====
合計 600円
現金入金額 600円
釣銭 0円
現金領収金額 600円

リパーク那覇市松山第9

☆ 領収証 ☆

No. 21

入庫 18/06/08 13:52:37
精算 18/06/08 15:57:51

現金 300円

駐車代(松山通り会との勉強会)

6/8

領収書

車室 No.5

入庫時刻 06月08日 16時17分
精算時刻 06月08日 17時51分

受領金額 600円
2018年06月08日17時51分 発行

Dパーキング泊



テクノカルパーク松山第9

☆ 領収証 ☆

No. 09

入庫 18/06/13 08:14:00
精算 18/06/13 09:24:17

現金 200円

領収書

車室 No.10

入庫時刻 06月16日 17時59分
精算時刻 06月16日 19時11分

受領金額 400円
2018年06月16日19時11分 発行

Dパーキング泊



6/8 駐車代(泊地域との意見交換)

6/16 駐車代(観光関連の意見交換)

6/13 駐車代(司法書士会との意見交換)

カブーナ旭橋パーキング

098-834-9050



領収証

入庫日時 2018年06月30日 10時42分
出庫日時 2018年06月30日 12時14分
No.22-000033 券No.13-495484

駐車料金(一般車) 350円

料金計 350円

投入現金 1,000円
釣銭額 650円



テクノカルパーク松山第20

☆ 領収証 ☆

No. 11

入庫 18/07/04 19:50:10
精算 18/07/04 22:13:33

現金 700円

O.H.T 大道パーキング

☆ 領収証 ☆

No. 02

入庫 18/07/11 19:27:45
精算 18/07/11 22:16:01

現金 600円



6/30 駐車代(税理士会との意見交換)

7/11 駐車代(栄町通り会との意見交換)

7/4 駐車代(粟国町議団との意見交換)

充当割合:政務活動費のみ全額充当

要請陳情等活動費

Times 駐車券↑
タイムズ24株式会社
 サザンビーチホテル&リゾート
 駐車場
 0120-70-8924

16-07-13 17:28
 17:28
 精算時刻 19:47
 2時間19分
 駐車料金 500円
 前払金 0円
 約金 0円
 現金領収金額 500円
 NO. 598221

P 三井のリパーク
 リパーク那覇市若狭2丁目
 ご利用ありがとうございました。
 またのご利用をお待ちしております。
<http://www.epark.jp>

領収書

精算機 #01 A 精算No.000111
 車室番号 (自動車) 76
 入庫時刻 2018年 7月13日(金) 20:18
 精算時刻 2018年 7月13日(金) 22:01
 駐車料金 A料金 600円

=====
 合計 600円
 現金入金額 600円
 約金 0円
 現金領収金額 600円

琉球リース
パーキングビル立体駐車場
 TEL 866-6276

毎度より難う御座います
 領収書
 2時間19分
 17:28
 19:47
 出庫時刻
 合計金額
 請求額: ¥360

Code : 04001

7/13 駐車代(自衛隊との意見交換会)

7/17 駐車代(琉球リースビルとの意見交換)

7/13 駐車代(航空関係者との意見交換)

テクニカルパーク 松山 第19

☆ 領 収 証 ☆

No. 09

入庫 18/11/22 14:34:58
 精算 18/11/22 18:31:19

現金 600円

11/22 駐車代(ホテル関係者との意見交換)



テクノカルパーク栄町第2

☆ 領 収 証 ☆

No. 02

入庫 18/12/01 17:33:51

精算 18/12/01 20:21:19

現金 500円

O. H. T 大道パークキング

☆ 領 収 証 ☆



No. 04

入庫 18/12/15 17:21:06

精算 18/12/15 19:53:42

現金 600円

12/1 駐車代(大道小学校父兄会との意見交換)

12/15 駐車代(航空関係者との意見交換)

領 収 証

No. 40

平成30年12月18日 車輛番号 109

入庫時間 15時55分

出庫時間 17時20分

駐車時間 1時間25分

料 金 400

毎度ご利用誠にありがとうございます

こくば駐車場 那覇市久茂地2-5-18
TEL 866-6170
営業時間 AM8:00~AM2:00迄 日曜日休み

12/18 駐車代(真和志中関係者との意見交換)

ドミールパーキング

那覇市久茂地2-16-19

電話(098)862-2825

領 収 証

テクノカルパーク久茂地第9

☆ 領 収 証 ☆

No. 04

入庫 18/12/26 10:21:20

精算 18/12/26 11:37:46

現金 600円

精算機 #01

精算 No.000048

入場番号047662

係員 #0002

管理者

入場時刻 2018/12/27(木) 18:40

出場時刻 2018/12/27(木) 20:31

駐車時間 1:51

駐車料金 料金種別 A 500円

車番 0109

タワー3 パレット28

合計 500円

お預り 500円

お釣り 0円

ありがとうございます
上記の金額正に領収致しました。

12/26 駐車代(久茂地酒遊会との意見交換)

12/27 駐車代(病院関係者との意見交換)

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/12	書籍代(正論12月号)	840	1/2	420
毎月払	新聞代(八重山日報) (@2160×11)	23,760	全額	23,760
4/22	新聞代(八重山日報) (@2700×1)	2,700	全額	2,700
資料購入費 充当合計				26,880

資料購入費

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

資料購入費

ジュンク堂書店
淳久堂書店

領収証 (西銘)
那覇店

電話098-860-7175

《在庫検索アプリ「honto with」》
当店の在庫検索やポイントカードとして
ご利用いただけるアプリが登場!
★詳しくは【honto with】で検索★

2018/11/12(月) 19:00
No. 03-000559423 扱:40020864

0251:4910055991283
雑誌
@840 1点 ¥840

数量 1点

合計 ¥840

消費税等(8%) ¥62
課税対象額(8%) ¥778

現金扱い等計 ¥840
(内消費税等) ¥62

現金 ¥840
お預かり計 ¥840

釣銭 ¥0

正論12月号



840 x 1/2 = 420

(2)

八重山日報 @2,160

政務調査のみ全額充当

領収証

西銘 啓史郎

様 No. _____

¥ 2,160 -

但 L H 30, 4月分購読料として
入金日 H 30年 5月 21 日 上記正に領収いたしました

沖縄県石垣市字石垣159

株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮良 燕

TEL(0980)82-2408

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

この用紙は森林保全に配慮したFSC®認証/リブを使用しています。

4月分

領収証

西銘 啓史郎

様

No 000260

金額 ¥ 2,160

収入印紙

但し、八重山日報沖縄本島版 5月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 30年 6月 20日

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(1/20) 2,160



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

5月分

八重山日報 @2,160

6月分

政務調査のみ全額充当

領 収 証

№ 000291

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-



但し、八重山日報 沖縄本島版 6月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 7月 20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(7/20) 2,160

領 収 証

№ 000329

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-



但し、八重山日報 沖縄本島版 7月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 8月 20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(8/20) 2,160

領 収 証

№ 000363

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-



但し、八重山日報 沖縄本島版 8月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 9月 20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(9/20) 2,160

7月分

8月分

八重山日報 @2,160

政務調査のみ全額充当

9月分

領収証

No 000386

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 9月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 10月 22日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(100%) 2,160

10月分

領収証

No 000414

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 10月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 11月 20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(100%) 2,160

11月分

領収証

No 000465

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 11月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 12月 20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(100%) 2,160

八重山日報 @2,160

12月分

政務調査のみ全額充当

領収証

No 000499

西銘 啓史郎 様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 12月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成31年 1月 21日

領収者印



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(1/2) 2,160

領収証

1月分

西銘 啓史郎

様 No. 再発行

¥2,160-

但し H31. 1月分 購読料として
入金日 2019年 2月 20日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳

税抜金額	
消費税額等 (%)	

沖縄県石垣市字石垣159
株式会社 八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
TEL(0980)82-2403

この用紙は森林保全に配慮したFSC®認証パルプを使用しています。

領収証

2月分

西銘 啓史郎

様 No. _____

¥2,160-

但し 2月分 購読料として
入金日 2019年 3月 20日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳

税抜金額	
消費税額等 (%)	

沖縄県石垣市字石垣159
株式会社 八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
TEL(0980)82-2403

この用紙は森林保全に配慮したFSC®認証パルプを使用しています。

充当割合:政務活動費のみ全額充当

資料購入費

八重山日報

19-04-25;10:22 ;八重山日報

領収証 西銘 啓史郎

様 No. _____

¥ 2,700 -

但し(1)31、3月分見舞込料として
入金日 2019年 4月 22日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等(%)

沖縄県石垣市字石垣159

株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

この用紙は森林保全に配慮したF80®認証/リブを使用しています。 TEL(0980)82-2403

3月より料金改定

3月分

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/9	水道代金(4月~9月)	12,000	1/2	6,000
1/7	水道代金(10月~11月)	12,000	その他	2,000
5/2	電気代(4月分)	8,316	1/2	4,158
5/21	電気代(5月分)	8,190	1/2	4,095
6/23	電気代(6月分)	10,319	1/2	5,159
8/25	電気代(7月分)	10,808	1/2	5,404
8/27	電気代(8月分)	9,787	1/2	4,893
9/16	電気代(9月分)	11,756	1/2	5,878
11/22	電気代(10月分)	8,151	1/2	4,075
11/13	電気代(11月分)	7,594	1/2	3,797
2/8	電気代(12月分)日割り 18日間	9,630	その他	2,795
1/1	電気代(12月分)日割り 13日間	650	その他	272
2/4	電気代(1月分)	3,142	全額	3,142
2/19	電気代(2月分)	1,532	全額	1,532
3/12	電気代(3月分)	1,476	全額	1,476
4/10	ガス代(4月代)	1,725	1/2	862
	ガス代(5月代)	1,499	1/2	749
	ガス代(6月代)	1,498	1/2	749
	ガス代(7月代)	1,507	1/2	753
	ガス代(8月代)	1,749	1/2	874
	ガス代(9月代)	1,532	1/2	766
	ガス代(10月代)	1,536	1/2	768
	ガス代(11月代)	1,779	1/2	889
	ガス代(12月代)	1,788	その他	519
1/22	看板代(窓用シール)	124,200	全額	124,200
11/29	新事務所(礼金)	65,000	全額	65,000
11/29	新事務所(手数料)	70,200	全額	70,200
11/29	家賃(12月)(日割り計算)	48,966	全額	48,966
1/28	家賃(1月)	66,108	全額	66,108
2/28	家賃(2月)	69,543	全額	69,543
3/28	家賃(3月)	69,543	全額	69,543
事務所費 充当合計				575,165

事務所費

※当額合：政務活動費以外が含まれるものに限る

領収証 No. _____

西銘啓文郎 様

金額							
		7					
		1	2	0	0	0	

但し水道料金等(11/20年10月~9月)
1130年11月6日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額(%)

601516

$12000 \times 1/2 = 6.000$

¥ 6.000

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

領 収 証

No. _____

西 銘 啓 史 郎 様

金額									
			¥	12	000				

但し、水道料金(1430年10月~1431年9月)
1431年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額(%)	

GR1515

10月~11月分

$$12000 \div 6 = 2000$$

$$2000 \times 2 \times \frac{1}{2} = 2,000$$

¥2,000

充当割合・政務活動費以外が含まれるので案分
電気料金領収事実証明書

事務所費
電気料

電気番号			
17211	48	1	1

契約種別
従量電灯

ご契約者
西銘 啓史朗 様

供給地点特定番号
10-0001-7211-0004 -8110-0000

ご請求者
西銘 啓史朗 様

ご使用場所
那覇市三原2丁目6-15 西銘共同住宅 3F

ご請求宛先
那覇市三原2丁目6-15 西銘共同住宅 3F

年	月分	消費税等相当額 (円)	領収金額 (円)	領収年月日	備考
H30	4	616	8316	平成30年 5月 2日	1/2 4,158
H30	5	606	8190	平成30年 5月 21日	1/2 4,095
H30	6	764	10319	平成30年 6月 23日	1/2 5,159
H30	7	800	10808	平成30年 8月 25日	1/2 5,404
H30	8	724	9787	平成30年 8月 27日	1/2 4,893
H30	9	868	11756	平成30年 9月 16日	1/2 5,878
H30	10	603	8151	平成30年11月22日	1/2 4,075
H30	11	562	7594	平成30年11月13日	1/2 3,797
H30	12	713	9630	平成31年 2月 8日	40円 9630 × 1/31 1/2 2,795
H31	1	770	10403	平成31年 2月 4日	-
H31	2	600	8106	平成31年 2月 19日	-
H31	3	530	7211	平成31年 3月 12日	-

合計	8156	110271			¥40,254
----	------	--------	--	--	---------

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

上記のとおり領収したことを証明します

平成31年 4月 10日

沖縄電力株式会社

Y1401-15-26(03.H23.10.2.28)

西銘 啓史郎 様

2019年 4月10日

沖縄ガス株式会社

お客さま情報に関する回答書

お客さまが、2019年 4月10日に申込まれたお客さま情報の
開示等に関し、次の通りご回答いたします。

記

別紙の通り

お問い合わせ先
沖縄ガス(株)営業開発部
お客さまセンター料金係
TEL 098-863-7438

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

事務所費

お客様名	西銘 啓史郎
ガス番号	■■■■■■■■■■
住 所	那覇市三原2-6-15 西銘共同住宅 3F

請求年月	使用量(m)	請求金額(円)	入金
2018/04.	4	1,725	済.
2018/05.	3	1,499	済.
2018/06.	3	1,498	済.
2018/07.	3	1,507	済.
2018/08.	4	1,749	済.
2018/09.	3	1,532	済.
2018/10.	3	1,536	済.
2018/11.	4	1,779	済.
2018/12.	4	1,788	済.
2019/01.	7	2,532	済.
2019/02.	6	2,307	済.
2019/03.	2	1,315	済.

1/2 862
1/2 749
1/2 749
1/2 753
1/2 874
1/2 766
1/2 768
1/2 889
他 519

引越(2019)4月~12/18迄(1/2)充当

¥ 6,929

12A分 (1/2) 1,788 × 18/31 = 1,038
1038 × 1/2 = 519

事務所費

事務所看板代

充当割合:政務活動費のみ全額充当

領 収 証

No 008976

西銘啓史郎 様

平成31年 / 月 22日

金額 ¥ 124200

但し、看板代金として

現金	
小切手	
手形	
相殺	
合計	

上記のとおり領収致しました。

受領者印

有限会社 フォートプランサービス

【看板・のぼり・レター彫刻・ア
本社 沖縄県那覇市園地
〒902-0075 TEL(098)835
FAX(098)833

事務所費

事務所看板代

充当割合:政務活動費のみ全額充当

B w780×h1350mm×6面



<p>今回ご提案いたしましたデザイン及び、その一部を無断使用する事は、著作権の侵害になります。ご契約の前後に問わずデザイン使用を行う場合は、当社担当者に承諾を頂きます様お願い申し上げます。</p> <p>Photo Plan Service TEL:098-854-3383 / E-mail:photoplan360@ybb.ne.jp</p>	<p>契約書 ※製作にあたり上記仕様及び、デザインにおいて承諾します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>お客様サイン</p>	<p>担当者印</p>
---	---	-------------

※お見積ご了解後、デザイン校正致します。
 ※デザイン校正提案後のキャンセルにつきましてはデザイン料が発生いたします。
 ※当社で作成、及び校正したデータに関しましては引き渡しは致しておりません。あらかじめご了承ください。

契約書では102号室

建物の構造で外観からは2階に見える為、あえて看板に2階と表記しました。

事務所費

充当割合:政務活動費のみ全額充当

領収証 西銘啓史郎 様 No. 8

★ 768,000

但 881012125 礼金として
2018年 11月 29日 上記正に領収いたしました

日本郵便	〒902-0075 那覇市宇国塚	〒902-0075 那覇市宇国塚
〒902-0075	有限会社 すまい	〒902-0075
	代表取締役 島 田	〒902-0075
	TEL.098-83	〒902-0075

23

事務所費

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

領収証

西銘 啓史郎 様 No. 9

★ ¥ 70200 -

但 55114ス102号並 伸介年報料にて
2018年11月29日 上記正に領収いたしました

内訳

収入印紙	税抜金額
2	(%)

〒902-0075 那覇市字国場

有限会社 すまいの

代表取締役 島 田

TEL 098-832



(24)

充当割合:政務活動費のみ全額充当

領 収 証

西銘 啓史郎 様 No. 4

★ ¥48,966-

但し、S.S11067 102号室 1/9~1/31 家賃として
2018年 11月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

F902-0075 那覇市字国場11068番
有限会社すまいの大進
代表取締役 島 田 大進
TEL 098-832-1144

取 入
印 紙

コクヨ ワケ-1087

25

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

事務所費
家賃

行番号

口座番号

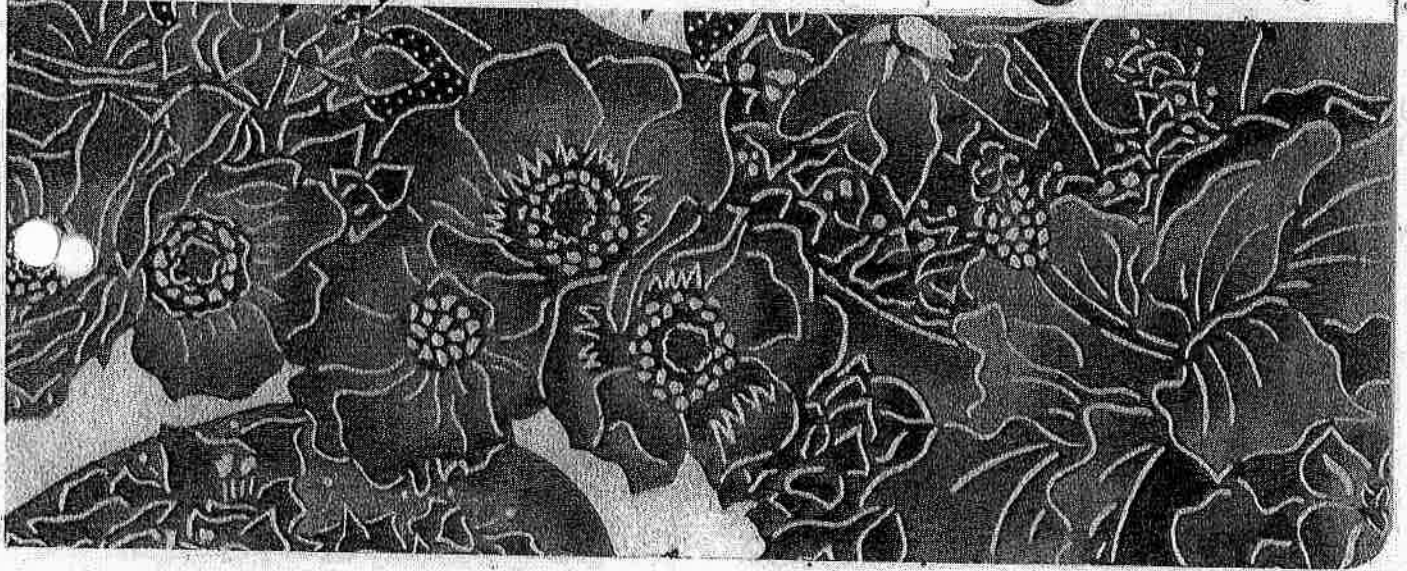
M30(2018) 7/9 ~

西銘 啓史郎

様

普通預金通帳

 琉球銀行



31-01-28	WTU	★66,108	1. ｽｽﾞｲﾉﾀﾞｲ	1 月分
31-02-28	WTU	★69,543	1. ｽｽﾞｲﾉﾀﾞｲ	2 月分
31-03-28	WTU	★69,543	1. ｽｽﾞｲﾉﾀﾞｲ	3 月分

家賃引き落とし (家賃+手数料+水道料)

2 月分 66,000+108+3,435 (12月・1月分) =69,543

3 月分 66,000+108+3,435 (2月・3月分) =69,543

事務所概要申告票

議員名 西銘 啓史郎


1. 物件の所在

住所	那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室
電話番号	098-960-8994

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

西銘 啓史郎 

賃貸人 氏名 

住所 

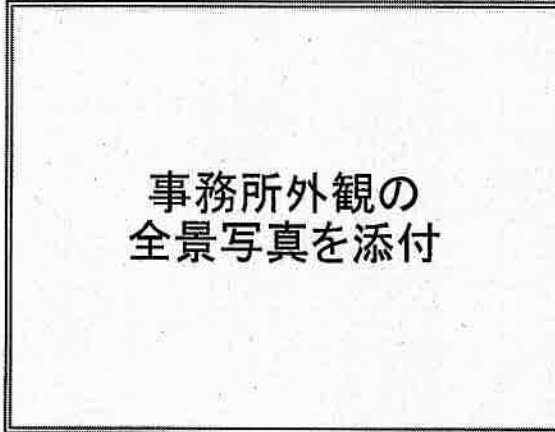
事務所費充当状況申告票

議員名 西銘 啓史郎

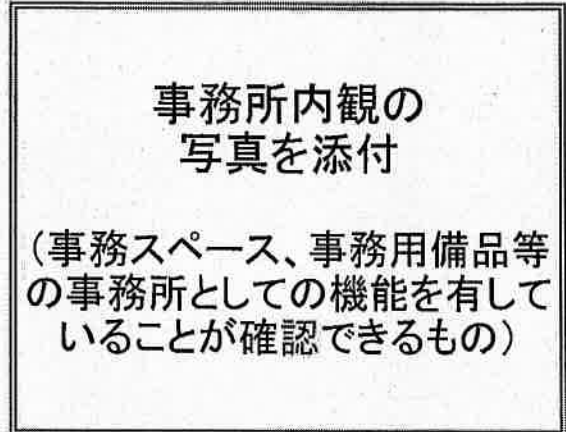
1. 事務所の状況

住所	那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室
----	--------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所として利用。後援会事務所は別途構えているため。

(関係経費)

家賃(月額)	65,000 円
その他	礼金 65,000 円
	仲介手数料 70,200 円

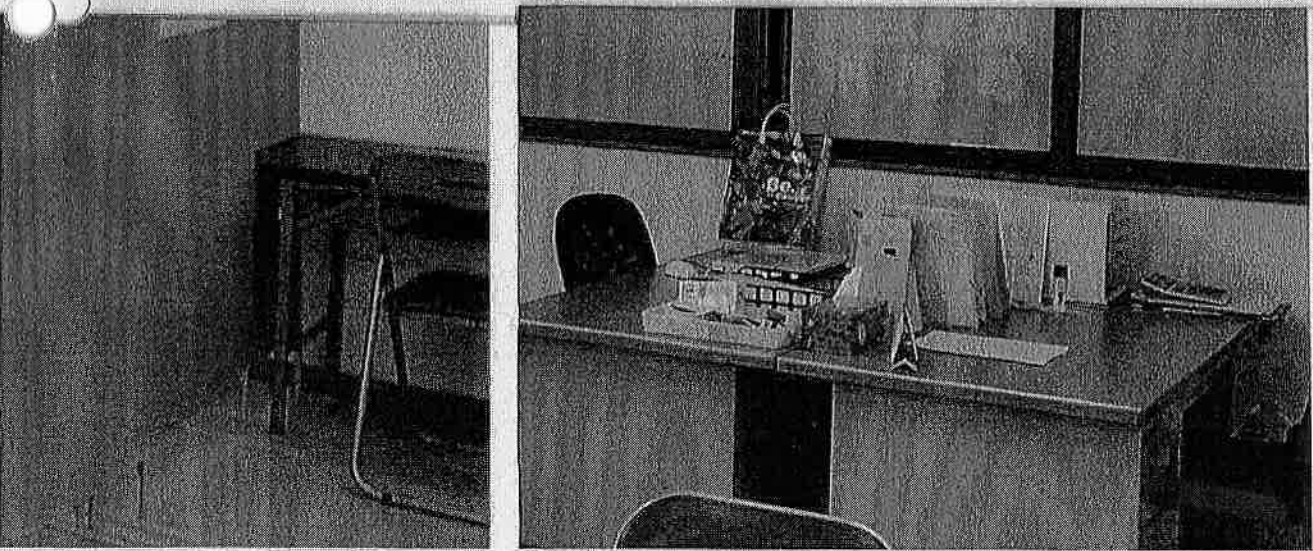
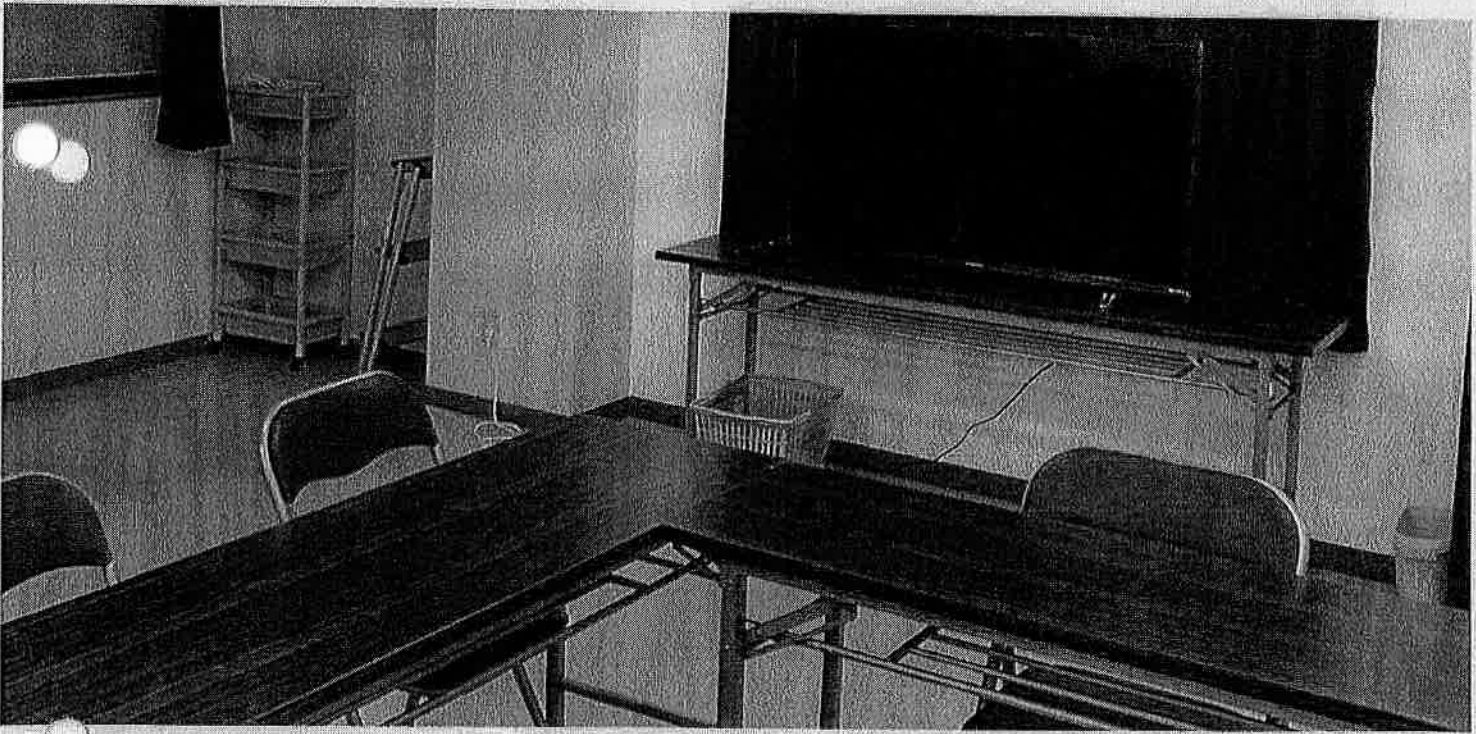
(充当額)

家賃(月額)	65,000 円
その他	礼金 65,000 円
	仲介手数料 70,200 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 西銘 啓史郎





定期建物賃貸借契約書

店舗事務所用

契約期間

2018年12月9日 ~ 2020年12月8日

物件名 S・Sパレス

102号室

フリガナ

ニシメ 啓史郎

西銘 啓史郎 様

管理業者

有限会社 すまいの大進

沖縄県那覇市国場1168-5

TEL 098-832-1144

FAX 098-832-1155

定期建物賃貸借契約の説明書

(賃貸人) 住所

氏名

(管理会社) 住所 〒902-0075 那覇市字国場1168番5号

有限会社 すまいの大地

代表取締役 島田 進

TEL098-832-1144

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

物件表示	名称	S・Sパレス	102号室
	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2	
再契約期間	始期	2018年12月9日から	2年間
	終期	2020年12月8日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2018年11月29日

住所 沖縄県那覇市識名3-15-2

S・Sパレス 102

号室

氏名

西銘啓史郎

所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2				事務所賃	
物件	(名称) S・Sパレス				102号室	
種類	店舗・事務所			使用目的(業種)		
構造	鉄筋コンクリート造					
面積	建物面積	/		敷地面積	/	
	駐車場面積	/		駐車場No.	/	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	/ m ²			/	
契約期間	始期	2018年12月9日から			2年	
	終期	2020年12月8日まで				
	(契約終了の通知をすべき期間2019年12月9日から2020年6月8日まで)					
賃料等	賃貸料(月額)	65,000円		敷金	(1ヶ月分) 65,000円	
	共益費(月額)	1,000円		礼金	65,000円	
	駐車料(月額)	1台無料				
	(月額)					
	駐車料は消費税込	駐車場利用車両				
賃料の改定	<p>甲及び乙は次の各号に該当する場合には協議の上、改定する事が出来るものとする。</p> <p>(1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。</p> <p>(2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。</p> <p>(3) 近傍同種の建物の家賃が不相当となった場合。</p>					
借主の解約権	<p>乙は、甲に対して、3ヶ月前までに書面で解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することができる。</p> <p>乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。</p> <p>中途解約権は認めない。</p>					
支払期日	<p>上記の家賃は、28日に下記の口座より自動振替にて支払うものとする。</p> <p>ただし、振替手数料等は乙の負担とする。</p> <p>振込の場合は、下記口座に振り込むものとする。</p>					
振替口座	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取人	
	琉球銀行				(有)すまいの大進	
[緊急連絡先] [REDACTED]						
氏名	[REDACTED]	住所	[REDACTED]	借主との関係		
名称	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
[特記事項]						

定期建物賃貸借契約書（店舗事務所用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間）

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。
2 本契約は、前項に規定する期間の満了日より終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。再契約手数料として 10,000 円（税別）を丙へ支払うものとする。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き継ぎ賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合には、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

（賃料）

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を日割計算した額とする。

3 賃料の改定は標記の通りとする。

（共益費）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を日割計算した額とする。

4 共益費の改定は標記の通りとする。

（駐車場）

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 乙の駐車場所に他の車両があっても、自らの管理にて処理する。

4 乙は車庫証明を必要とする場合には保証金・事務手数料を支払わなければならない。

第8条 (請費用の負担) 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

(2) 町内会費等。

(敷金・保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。

3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、明渡日から30日以内に、敷金・保証金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。

4 前項の但書の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金・保証金の額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

6 賃料が増額された場合、乙は敷金・保証金を補填しなければならない。補填する敷金・保証金は、新賃料額を基準に本契約の標記に記載する月割分相当額とする。

7 敷金・保証金の返還は 2 年未満に解約する場合はありせん。

2 年以上経過後に解約をする場合は 100 %返還致します。

(借主の善管義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

(3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。

(4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。

(5) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。

(8) 犬猫等の動物の他、毒蛇、毒蜂等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。

(9) 本物件出入口の鍵を交えるとき。

(10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣

の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならぬ。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

- 2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。
- 3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
- 4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けずとも甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限の範囲内に於いて修繕するものとする。
- 5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

- 2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
- 3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
- 4 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権を放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

第16条 乙からの中途解約は標記の通りとする。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないことを認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上連続して滞りしたとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしつば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

(暴力団等の排除)

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

(1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。

(3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。

(4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

(5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、脅迫、脅嚇、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、売淫、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。

(6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計法等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものととして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに準ずるすべての費用と損害金は乙の負担とする。

1 特別損害金年14.6%貸付支払わなければならない。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じるこの一切の債務（甲が第2条第3項に規定する通知をしなければならなかった場合は、同条第1項に規定する期間のものに限る。ただし、乙が明渡しを承諾し、明渡しを遅滞した期間を含む。）を負担するものとする。

乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないとき、又は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならぬ。

本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第27条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為について、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞り、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況になったとき。

(借の交換)

第28条 甲は、乙が防犯等正当な理由で借の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。この場合、鍵の交換費用は、乙の実費負担とする。

(借契約)

第29条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

再契約をした場合、第21条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の義務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに進行することとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして第9条第3項の規定するところによる。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第31条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について齟齬が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

(賃料回収業務について)

弊社は賃料回収業務を「(株)フェア一信用保証」へ委託しております。
万が一、賃料支払が遅れた場合は弊社からではなく「(株)フェア一信用保証」よりご連絡が入ります。(業者委託の為、会社名が異なります。)

(明渡し及び原状回復)

第21条 乙は、本契約が終了する日（甲が第2条第3項に規定する通知をしなければならなかった場合には、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6ヶ月を経過した日）までに（第17条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならぬ。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が1項の明渡し日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 明渡し日より本物件明渡し完了したるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し

この契約の締結を証するため本契約書 通 作成し当事者記名押印の上、
甲乙各巻通を保有する

2018年11月29日

甲(貸主)住所 氏名

乙(借主)現住所 氏名

勤務先社名 氏名

勤務先所在地

連帯保証人住所 氏名

勤務先社名

勤務先所在地

連帯保証人住所 氏名

勤務先社名

勤務先所在地

媒介業者
〒902-0075 那覇市宇国場11
有限会社すまいの
代表取締役 島田
TEL098-832-
取引主任者登録番号
取引主任者氏名

媒介業者 () 第 号
取引主任者登録番号
取引主任者氏名

●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告はすくなくとも3ヶ月前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は譲受人を本物件へ案内するといふことあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. お預りしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収証」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出することともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

●借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(11条)、禁止事項(12条)、届出事項(13条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを行なう義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行なう行為についても、連帯責任があります。

【注意事項】

1. 鍵の受け渡し合計 本
2. コミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

3. 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気……沖縄電力那覇支店 TEL 0120-586-390
水道……(有)すまいの水道 TEL 832-1144
ガス……島名ガス TEL 0988325163
TEL
TEL